



県章

# 滋賀県公報

令和5年(2023年)  
11月21日  
第464号  
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次

### ○ 告 示

保安林予定森林の通知(森林保全課).....	1
道路区域の変更(道路保全課).....	2
道路の供用開始(道路保全課).....	2

### ○ 公 告

公共測量実施公告(監理課).....	3
公共測量終了公告(監理課).....	3

## 告 示

### 滋賀県告示第420号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

令和5年11月21日

滋賀県知事 三日月 大造

- 保安林予定森林の所在場所 近江八幡市南津田町字山之越4、1264
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および近江八幡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 滋賀県告示第421号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

令和5年11月21日

滋賀県知事 三日月 大造

- 保安林予定森林の所在場所 米原市上丹生<sup>かん</sup>字谷山1173から1180まで
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および米原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第422号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和5年11月21日から令和5年12月5日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年11月21日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
国道	306号	彦根市原町字平野717番8地先から	変更後	最小 14.6m く 最大 42.4m	213.6m	道路改良工事(交差点改良)に伴う道路区域の変更
		彦根市原町字平野662番4地先まで	変更前	最小 13.4m く 最大 46.1m	219.9m	
	307号	彦根市原町字平野647番3地先から	変更後	最小 14.6m く 最大 42.4m	213.6m	道路改良工事(交差点改良)に伴う道路区域の変更(重用) 国道306号 L=213.6m
		彦根市原町字平野714番1地先まで	変更前	最小 13.4m く 最大 46.1m	219.9m	
県道	彦根環状線	彦根市原町字平野717番8地先から	変更後	最小 14.6m く 最大 42.4m	213.6m	道路改良工事(交差点改良)に伴う道路区域の変更(重用) 国道306号 L=213.6m 国道307号 L=213.6m
		彦根市原町字平野662番4地先まで	変更前	最小 13.4m く 最大 46.1m	219.9m	

滋賀県告示第423号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和5年11月21日から令和5年12月5日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年11月21日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
国道306号	彦根市原町字平野717番8地先から 彦根市原町字平野680番4地先まで	令和5.11.27 10時	L=192.2m
国道307号	彦根市原町字平野647番3地先から 彦根市原町字平野714番1地先まで	令和5.11.27 10時	L=192.2m
彦根環状線	彦根市原町字平野717番8地先から 彦根市原町字平野680番4地先まで	令和5.11.27 10時	L=192.2m

公 告

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、守山市長 森中 高史から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和5年11月21日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 2 作業の地域 守山市全域
- 3 作業の期間 令和5年11月1日から令和6年2月29日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和5年11月21日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(航空レーザー測深)
- 2 作業の地域 近江八幡市南津田町、船木町、大房町、小船木町、土田町、白鳥町、堀上町、日吉野町、馬淵町
- 3 作業の期間 令和5年11月13日から令和6年4月30日まで

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、近畿地方整備局滋賀国道事務所長 谷 成二から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和5年11月21日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(数値撮影(デジタル)、数値図化)
- 2 作業の地域 草津市橋岡町~大津市藤尾奥町、草津市南笠町~大津市藤尾奥町、大津市月輪一丁目~大津市横木一丁目、大津市一里山三丁目~大津市逢坂一丁目、大津市一里山六丁目~大津市膳所池ノ内町、大津市瀬田大江町~大津市国分二丁目、大津市上田上堂町~大津市国分二丁目
- 3 作業の期間 令和5年3月17日から令和5年10月24日まで

